

平成26年4月の消費税率引上げに伴う影響を緩和します。

確認じゃ！給付金。

平成27年度
臨時福祉給付金

支給対象者
住民税が非課税の方

課税者の被扶養者や生活保護受給者等は除きます。

1人につき6,000円

- 平成27年1月1日時点で
お住まいだった市町村へ申請が必要です。
- 市町村ごとに申請期間が異なります。

申請じゃ！

確認じゃ！

ボクも？

ワタシも？

カクニンジャ

お問い合わせ先

厚生労働省専用ダイヤル：

オー！ み な いい きゅう ふ

0570-037-192

9時～18時（平日のみ。ただし、8月1日～12月20日は土日祝も開設。）



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



カクニンジャ 検索



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）の

“振り込め詐欺” や “個人情報” の詐取” にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。



支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されない方

※ただし、
・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
(住民税において、課税者の扶養となっている場合)
・生活保護制度の被保護者となっている場合 など
は除きます。



※子育て世帯臨時特例給付金(対象児童1人につき3,000円)の支給対象となる方も、
上記を満たせば臨時福祉給付金の支給対象になります。

(2つの給付金を受け取ることができます。ただし、それぞれ申請が必要です。)

[参考] 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

(給与所得者)

区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)
単身	100万円
夫婦	156万円
夫婦子1人	205.7万円
夫婦子2人	255.7万円

(公的年金等受給者)

区分		非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	65歳以上	155万円
	65歳未満	105万円
夫婦	65歳以上	211万円
	65歳未満	171.3万円

※生活保護基準の1級地(東京都23区等)における非課税限度額

支給額

1人につき **6,000円** ※支給は1回です。

申請方法

- 臨時福祉給付金を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。**
(平成27年に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。**
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

ご不明な点は、

「厚生労働省専用ダイヤル **0570-037-192**」または
「**申請先の市町村**」へお問い合わせください。